徳島市情報公開 · 個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第64号)

令和6年11月29日

徳情個審答申第 64 号 令和 6 年 11 月 29 日

徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会 会長 島内 保彦

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第2号の規定 に基づく諮問について(答申)

令和6年11月6日付市税発第572号の諮問書により徳島市長から諮問のありました 個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価の件について、次のとおり答申します。

第1 結論

個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評価について、特段の問題は認められない。しかし、本件諮問に係る業務委託(以下「本件業務委託」という。)においては、次の点に留意して適切に対応するよう求める。

1 取扱区域の配置、業務環境等について

本件業務委託に係る特定個人情報の取扱区域(以下「取扱区域」という。)は、 徳島市役所本庁舎の201会議室及び担当課の執務室内とされているところ、次の 点について懸念がある。

- (1) 201 会議室内部には業務スペースと別に、休憩スペース及び私物保管用のロッカーが設けられているところ、業務スペースとそれらの境界が十分に明確であるとはいえない。また、担当課の執務室内で本件業務委託に従事する者が 201 会議室に入室する場合、その目的が業務なのか休憩なのかが不明瞭となり、入退室管理等における支障となるおそれがある。
- (2) 取扱区域への入退室の管理は、記録簿への記入により行うこととしているところ、電子機器による扉の開閉との連動等の措置がされているわけではないこ

とから、記録簿への記入忘れ等のヒューマンエラーにより、適切な管理ができないおそれがある。

これらの点について、業務スペースの集約化を含む取扱区域の区分の見直しや、 私物保管用ロッカー・休憩スペースの配置、入退室管理の方法等の最適化につい て改めて検討し、より適当な業務環境を整備するよう求める。

2 市の職員による監査について

取扱区域における本件業務委託の監査については、市の職員が取扱区域内に常 駐せず、本件業務委託に従事する者のうちから選任された管理者によって、取扱 区域内への私物の持込みの制限や、入退室記録簿への記入等の取扱いを遵守させ ることとしているところ、市の職員による監査が行われないことには、その履行 が適正になされるかという点について懸念がある。

そのため、市の職員による取扱区域への常駐や、定期・不定期の確認等による 監査の方法を改めて検討し、履行についてより適当な監査体制を整備するよう求 める。

第2 付言

当審査会の結論については第1で述べたとおりであるが、次の点について若干付 言する。

本件業務委託は、業務量の増大に由来するものであるところ、このような業務量の増大を業務委託によって対応しようとすることは、個人情報の保護その他の情報セキュリティの面において潜在的なリスクを生じさせるおそれがある。そのため、業務量の増大に対応するに当たっては、職員配置の適正化も含めた検討を行った上で、業務委託する範囲についても必要最小限に留める等、慎重な判断が求められるものである。

また一方で、人的資源・財政的資源の最適化の観点からも、業務内容や業務手順の見直しにより、そもそもの業務量の増大を抑えたり、削減を図る必要がある。

以上の点を踏まえ、今後も継続して業務の見直し・改善に努めるよう善処されたい。

以上

≪参考1≫

答申の決定に関与した委員

会長	島内 保彦
委員	島尾 大次
委員	千﨑 あゆみ
委員	三木田 尚美
委員	村崎 文彦

≪参考2≫

審査会の審議経過

年月日	審議経過
令和6年11月6日	実施機関から諮問書を受理した。
令和6年11月11日	個人住民税課税事務に係る特定個人情報保護評
(6年度第3回審査会)	価について、概要説明及び質疑応答を行った。
令和 6 年 11 月 29 日	答申案の検討を行った。
(6年度第4回審査会)	